

# 平成26年第1回中間市議会定例会会期日程(案)

(会期 3月4日～3月26日：23日間)

月 日	曜	本 会 議	委員会	審 査 事 項
3月 4日	火	開 議 午前10時		1. 会期の決定 2. 諮問第1号～第2号 3. 承認第1号～第2号 4. 議案第1号～第24号 「 議案上程・提案理由説明 」 「 質疑・討論・採決 」
3月 5日	水	休 会		
3月 6日	木	開 議 午前10時		1. 一般質問 2. 承認第1号～第2号 3. 議案第1号～第24号 [ 質疑・討論・採決・委員会付託 ]
3月 7日	金	休 会		
3月 8日	土	休 会		
3月 9日	日	休 会		
3月10日	月	休 会	委 員 会	
3月11日	火	休 会	委 員 会	
3月12日	水	休 会	委 員 会	
3月13日	木	休 会		
3月14日	金	開 議 午後1時30分		1. 議案第1号～第24号 「 委員長報告・質疑・討論・採決 」 「 委員会付託 」
3月15日	土	休 会		
3月16日	日	休 会		
3月17日	月	休 会	委 員 会	
3月18日	火	休 会	委 員 会	
3月19日	水	休 会	委 員 会	
3月20日	木	休 会	委 員 会	
3月21日	金	休 会		
3月22日	土	休 会		
3月23日	日	休 会		
3月24日	月	休 会	委 員 会	
3月25日	火	休 会		
3月26日	水	開 議 午前10時		1. 議案第15号～第24号 2. 議員提出議案第1号 3. 意見書案第1号～第5号 4. 追加議案 「 委員長報告・議案上程・提案理由説明 」 「 質疑・討論・採決 」



## 諸 般 の 報 告

第1回中間市議会定例会

平成26年3月4日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を、1月6日、14日、28日、2月5日、6日、17日、21日、25日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- |                 |                                |
|-----------------|--------------------------------|
| (1) 一般会計及び特別会計等 | 平成23年度2月分～5月分<br>平成24年度4月分～8月分 |
| (2) 水道事業会計      | 平成25年度9月分～10月分                 |
| (2) 病院事業会計      | 平成25年度4月分～8月分                  |

2. 地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書を、平成25年12月16日、平成26年1月30日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- |           |                                |
|-----------|--------------------------------|
| (1) 契 約 課 | 平成24年度<br>平成25年度 (平成25年4月～9月)  |
| (2) 生活支援課 | 平成24年度<br>平成25年度 (平成25年4月～10月) |

3. 地方自治法第199条第9項の規定により、出資団体監査報告書を、平成25年12月16日付で監査委員から下記のとおり受領した。

記

- |                     |               |
|---------------------|---------------|
| (1) 公益財団法人中間市文化振興財団 | 平成23年度、平成24年度 |
|---------------------|---------------|

4. 地方自治法第199条第9項の規定により、財政援助団体監査報告書を、2月21日付で監査委員から下記のとおり受領した。

記

- |                |               |
|----------------|---------------|
| (1) 中間市社会福祉協議会 | 平成23年度、平成24年度 |
|----------------|---------------|

(意見書の提出)

平成25年12月18日の本会議で可決された下記の意見書を、同日付で関係機関に対しそ

れぞれ送付した。

記

- (1) 「要支援者」を介護保険給付の対象者から外さないことを求める意見書
- (2) ブラック企業の根絶を求める意見書
- (3) 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書
- (4) 消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書
- (5) 介護保険制度における新たな地域支援事業の導入に係る意見書

議事日程 (第1号)

平成26年 3月 4日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について  
(日程第2 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について  
(日程第3 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて (損害賠償の額を定め、和解することについて)
- 日程第 5 承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて (損害賠償の額を定め、和解することについて)  
(日程第4～日程第5 提案理由説明)
- 日程第 6 第1号議案 平成25年度中間市一般会計補正予算 (第4号)
- 日程第 7 第2号議案 平成25年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第4号)
- 日程第 8 第3号議案 平成25年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第 9 第4号議案 平成25年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第10 第5号議案 平成25年度中間市病院事業会計補正予算 (第1号)  
(日程第6～日程第10 提案理由説明)
- 日程第11 第6号議案 中間市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第12 第7号議案 中間市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第13 第8号議案 中間市社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例  
(日程第11～日程第13 提案理由説明)
- 日程第14 第9号議案 中間市デイサービスセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例  
(日程第14 提案理由説明)
- 日程第15 第10号議案 中間市総合計画策定審議会条例

- 日程第16 第11号議案 中間市債権管理条例  
日程第17 第12号議案 中間市消防長及び消防署長の資格を定める条例  
(日程第15～日程第17 提案理由説明)  
日程第18 第13号議案 財産の処分について  
(日程第18 提案理由説明)  
日程第19 第14号議案 中間市道路線の認定について  
(日程第19 提案理由説明)  
日程第20 第15号議案 平成26年度中間市一般会計予算  
日程第21 第16号議案 平成26年度中間市特別会計国民健康保険事業予算  
日程第22 第17号議案 平成26年度中間市住宅新築資金等特別会計予算  
日程第23 第18号議案 平成26年度中間市地域下水道事業特別会計予算  
日程第24 第19号議案 平成26年度中間市公共下水道事業特別会計予算  
日程第25 第20号議案 平成26年度中間市公共用地先行取得特別会計予算  
日程第26 第21号議案 平成26年度中間市介護保険事業特別会計予算  
日程第27 第22号議案 平成26年度中間市後期高齢者医療特別会計予算  
日程第28 第23号議案 平成26年度中間市水道事業会計予算  
日程第29 第24号議案 平成26年度中間市病院事業会計予算  
(日程第20～日程第29 提案理由説明)  
日程第30 会議録署名議員の指名

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員 (19名)

1番 堀田 英雄君	2番 植本 種實君
3番 田口 善大君	4番 小林 信一君
5番 宮下 寛君	6番 青木 孝子君
7番 田口 澄雄君	8番 掛田るみ子君
9番 草場 満彦君	10番 中尾 淳子君
11番 山本 慎悟君	12番 佐々木晴一君
13番 安田 明美君	14番 中野 勝寛君
15番 原田 隆博君	16番 下川 俊秀君
17番 井上 太一君	18番 片岡 誠二君
19番 米満 一彦君	

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	松下 俊男君	副市長	………	行徳 幸弘君
教育長	………	増田 俊明君	総務部長	………	白尾 啓介君
市民部長	………	高橋 洋君	保健福祉部長	………	白橋 宏君
建設産業部長	………	後藤 哲治君	教育部長	………	松尾 壮吾君
上下水道局長	………	永野 博之君	市立病院事務長	………	三島 秀信君
消防長	………	安田光太郎君	総務課長	………	園田 孝君
企画政策課長	………	藤崎 幹彦君	財政課長	………	田代 謙介君
人権男女共同参画課長	………				蛙田 由美君
介護保険課長	………	小南 敏夫君	健康増進課長	………	濱田 孝弘君
土木管理課長	………	藤田 晃君	下水道課長	………	中嶋 秀喜君
営業課長	………	久野 裕彦君	生涯学習課長	………	安永 日出男君
市立病院課長	………	芳野 文昭君			
消防本部総務課長	………				新垣 賢司君
予防課長	………	嶋津 淳一君			

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	小田 清人君	次 長	西村 拓生君
書記	岡 和訓君	書記	熊谷 浩二君

---

午前9時58分開会

○議長（堀田 英雄君）

皆さん、おはようございます。ただいままでの出席議員は19名で、定足数に達しております。

これより平成26年第1回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に諸般の報告を行います。

報告事項はお手元に配付してあるとおりであります。朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

---

### 日程第1. 会期の決定

○議長（堀田 英雄君）

これより日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり本日から3月26日までの23日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は23日間と決しました。

---

### 日程第2. 諮問第1号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第2、諮問第1号を議題とし、提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

現在、中間市の人権擁護委員であります有馬周子氏の任期が、平成26年6月30日で満了となります。

つきましては、法務大臣から福岡法務局長を通じ、後任候補者の推薦依頼がございましたので、これまで基本的人権の擁護という広範かつ重要な仕事に熱意を持って取り組んでこられました同氏を引き続き候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。

これより諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（堀田 英雄君）

ただいまの出席議員は18名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（堀田 英雄君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。どうぞ。

（投票箱点検）

○議長（堀田 英雄君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は「賛成」と、また、反対の諸君は「反対」と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により「否」とみなします。

点呼を命じます。

（事務局長点呼・議員投票）

2番	植本 種實議員	3番	田口 善大議員
4番	小林 信一議員	5番	宮下 寛議員
6番	青木 孝子議員	7番	田口 澄雄議員
8番	掛田るみ子議員	9番	草場 満彦議員
10番	中尾 淳子議員	11番	山本 慎悟議員
12番	佐々木晴一議員	13番	安田 明美議員
14番	中野 勝寛議員	15番	原田 隆博議員
16番	下川 俊秀議員	17番	井上 太一議員
18番	片岡 誠二議員	19番	米満 一彦議員

○議長（堀田 英雄君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（堀田 英雄君）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に宮下寛君及び下川俊秀君を指名いたします。よって、両君の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（堀田 英雄君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは、先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成17、反対1票でございます。

以上のとおり賛成多数であります。よって、諮問第1号については、これを同意することに決しました。

日程第3. 諮問第2号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第3、諮問第2号を議題として、提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

現在、中間市の人権擁護委員であります門司清氏の任期が、平成26年6月30日で満了となります。

つきましては、法務大臣から福岡法務局長を通じ、後任候補者の推薦依頼がございましたので、これまで基本的人権の擁護という広範かつ重要な仕事に熱意を持って取り組んでこられました同氏を引き続き候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第2号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。

これより諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（堀田 英雄君）

ただいまの出席議員は18名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（堀田 英雄君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（堀田 英雄君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は「賛成」と、また、反対の諸君は「反対」と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により「否」とみなします。

点呼を命じます。

(事務局長点呼・議員投票)

.....

2番	植本 種實議員	3番	田口 善大議員
4番	小林 信一議員	5番	宮下 寛議員
6番	青木 孝子議員	7番	田口 澄雄議員
8番	掛田るみ子議員	9番	草場 満彦議員
10番	中尾 淳子議員	11番	山本 慎悟議員
12番	佐々木晴一議員	13番	安田 明美議員
14番	中野 勝寛議員	15番	原田 隆博議員
16番	下川 俊秀議員	17番	井上 太一議員
18番	片岡 誠二議員	19番	米満 一彦議員

.....

○議長（堀田 英雄君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（堀田 英雄君）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に青木孝子さん及び原田隆博君を指名いたします。よって、両君の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（堀田 英雄君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは、先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成18、反対0票でございます。

以上のおり全員賛成であります。よって、諮問第2号については、これを同意することに決しました。

---

#### 日程第4. 承認第1号

#### 日程第5. 承認第2号

##### ○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第4、承認第1号から日程第5、承認第2号の専決処分を議題といたします。提案理由の説明を求めます。松下市長。

##### ○市長（松下 俊男君）

承認第1号損害賠償の額を定め、和解することにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分といたしましたので、ご報告を申し上げます。

平成26年1月7日午後10時ごろ、中間市中央二丁目在住の男性が中間市道路線太賀一丁目2号線の太賀一丁目7番付近を自転車で通行していた際、集水枡のすき間にタイヤが挟まり前方に転倒し、けが並びに自転車及び制服を損傷したものでございます。

このように男性が受けた損害に対しまして、本市が加入しております損害保険会社において、損害賠償の額が5万1,382円と算定されましたことから、本年1月20日付で損害賠償の額を5万1,382円とし、和解することにつきまして専決処分といたしました。

なお、損害の賠償金5万1,382円は、損害保険会社から相手方に直接支払っております。

このことにつきまして、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、議会に報告をし、承認を求めるものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

次に、承認第2号、同じく、損害賠償の額を定め、和解することにつきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分といたしましたので、ご報告を申し上げます。

平成25年12月8日午後8時32分ごろ、中間市長津一丁目8番3号で発生いたしました緊急事案において、救急隊員が傷病者宅の引き違いガラス戸をあけた際に、ガラス戸が敷居から外れ落下をし、ガラスを破損いたしました。

この事故に係る賠償につきましては、本市が加入しております損害保険会社において損害賠償の額が4,725円と算定されましたことから、相手方と本年1月15日付で損害賠償の額を4,725円とし、和解することにつきまして専決処分といたしました。

なお、賠償金4,725円は、損害保険会社が相手方に直接支払っております。

つきましては、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、議会に報告をし、承認を求めるものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

##### ○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております専決処分2件に対する質疑は、3月6日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

日程第 6. 第1号議案

日程第 7. 第2号議案

日程第 8. 第3号議案

日程第 9. 第4号議案

日程第10. 第5号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第6、第1号議案から日程第10、第5号議案までの平成25年度各会計補正予算5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第1号議案平成25年度中間市一般会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

国において、経済の成長力底上げ及び持続的な経済成長に資するために取りまとめられました「好循環実現のための経済対策」に基づく補正予算が成立いたしました。この補正予算により平成25年度に追加される投資的経費は、国庫補助金に加え、後の年度に交付税措置のある補正予算債が充当できる大変有利で、手厚い財政措置が受けられるものとなっております。

本市といたしましても、この有利な財源を最大限に活用するため、平成26年度執行事業を前倒しで計上し、道路、公園等のインフラ整備の早期執行に取り組んでまいります。平成26年度予算へと切れ目なく事業を実施をし、地域経済の成長力の底上げにつながる予算編成といたしております。

なお、補正予算に計上している具体的な前倒し事業でございますが、総務費におきましては、災害時に災害対策本部の拠点となる、市庁舎本館の耐震診断委託料に1,000万円を計上いたしております。

さらに、消防費におきましては、中尾地区に耐震性貯水槽を設置する経費に980万円、老朽化した消防指令センターを更新する高機能消防指令センター設備購入費に1億6,240万円、現在アナログ方式で運用しております消防救急無線のデジタル設備購入費に2億5,550万円をそれぞれ計上し、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

土木費におきましては、道路新設改良費として、御座ノ瀬1号線道路改良事業に3,790万円、市内道路等の現状調査を実施する道路ストック総点検事業に2,150万円を計上し、社会基盤整備を推進することといたしております。

また、公園費といたしまして、市内都市公園の遊具等を改善し、長寿命化を図る安全・

安心対策緊急支援事業に2,720万円を計上し、市民の皆様の憩いの場となる公園づくりを実施してまいります。

さらに、住宅建設改良費といたしまして、土手ノ内団地のエレベーター安全装置取付事業に140万円、浄花町公営住宅の屋上の防水改修事業に840万円、岩瀬南第2団地の外壁改修事業に1,110万円を計上し、公営住宅入居者が快適に暮らせる施設整備を実施してまいります。

次に、前倒し事業以外の補正予算の主なものでございますが、総務費におきましては、メーカーのサポートが終了いたします事務用パソコンの更新に400万円を計上いたしております。事務用パソコンの更新につきましては、セキュリティ対策を万全にするため、計画的に実施してまいります。

民生費におきましては、学童保育所の利用者増加に伴いまして、学童保育委託料を160万円、子ども・子育て支援新制度に対応するシステム改修費用を1,610万円それぞれ増額計上し、子育て支援を推進してまいります。

教育費におきましては、地域交流センターを拠点として実施されます、垣生地区の魅力再発見事業に50万円を計上いたしております。

次に、歳入につきましては、国の1次補正により地方交付税が増額されたことに伴いまして、普通交付税を530万円追加いたしております。

国庫・県支出金につきましては、前倒し事業に伴う社会資本整備総合交付金5,760万円を追加する一方、その他の国庫・県支出金につきましては、対象事業費の確定等に伴い2億5,530万円を減額をし、合わせて1億9,770万円の減額といたしております。

また、市債につきましては、前倒し事業追加等に伴い4億4,500万円を増額計上いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ3億9,530万円を追加をし、予算の総額を歳入歳出それぞれ172億4,471万9,000円とするものでございます。

今回の補正予算について議決をいただきましたならば、早期の事業執行に積極的に取り組み、地域経済の活性化、快適で安全なまちづくりを推進してまいります。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、第2号議案平成25年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の主な内容といたしましては、前期高齢者一部負担金割合等の改正に係るシステム改修委託料といたしまして340万円、国民健康保険税軽減判定及び課税限度額の改正に係るシステム改修委託料といたしまして210万円を追加いたしております。

また、直営診療施設に対する補助決定により、直営診療施設繰出金を5,500万円追加をいたしております。

これは、国民健康保険直営診療施設でございます、中間市立病院での事業に対する補助

金を中間市特別会計国民健康保険事業で受け入れをいたしまして、病院事業会計に繰り出すものでございます。

また、療養給付費決算見込みによりまして、一般被保険者療養給付費を1億1,180万円、退職被保険者等療養給付費を9,850万円減額いたしております。

次に、歳入につきましては、一般被保険者国民健康保険税を3,010万円、直営診療施設に対する補助金等の国庫特別調整交付金を6,060万円、一般被保険者延滞金を520万円追加いたしております。

また、歳出の一般被保険者療養給付費減額に伴いまして、国庫現年度療養給付費等負担金を3,570万円、国庫普通調整交付金を780万円、県補助金定率交付金を640万円、退職被保険者等療養給付費の減額に伴い、療養給付費交付金を9,850万円、繰入金の確定に伴い、一般会計繰入金を950万円、歳入欠かん補填収入を8,760万円減額いたしております。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ1億4,979万円を減額をし、予算の総額を歳入歳出それぞれ72億9,973万円とするものでございます。

どうぞご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第3号議案平成25年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

まず、保険事業勘定の歳出の主なものといたしましては、総務費におきまして、負担金、介護認定審査事務委託料及び手数料を130万円減額をし、システム改修委託料を150万円追加いたしております。

また、地域支援事業費におきまして、2次予防事業について委託料を100万円、1次予防事業について報償費及び備品購入費を90万円、任意事業につきまして委託料及び扶助費を310万円それぞれ減額をし、基金積立金におきまして介護給付費準備基金積立金を2,000万円追加いたしております。

次に、歳入の主なものといたしましては、65歳以上の第1号被保険者介護保険料650万円、事業所からの返納金等の諸収入190万円、前年度繰越金1,070万円をそれぞれ追加をし、地域支援事業利用者使用料140万円、国庫支出金40万円、支払基金交付金50万円、県支出金50万円、一般会計繰入金100万円をそれぞれ減額いたしております。

以上によりまして、保険事業勘定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1,520万円を追加をし、介護サービス事業勘定を加えた予算の総額を歳入歳出それぞれ44億552万円とするものでございます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、第4号議案平成25年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の内容といたしましては、後期高齢者医療広域連合への保険料負担金を140万円減額いたしております。

次に、歳入の内容といたしましては、後期高齢者医療保険料を1,630万円、保険基盤安定繰入金を30万円それぞれ減額をし、前年度繰越金を1,520万円追加いたしております。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ140万円減額をし、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,602万円とするものでございます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、第5号議案平成25年度中間市病院事業会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

まず、収益的収入及び支出につきましてご説明を申し上げます。

収益的収入につきましては、病院事業収益の医業収益を5,300万円減額をいたしております。

この主な理由といたしましては、入院患者数の減少に伴い、入院収益が減少したことによるものでございます。

また、医業外収益を1,230万円増額をいたしております。

これは、国民健康保険直営診療施設で実施される健康教室開催等に対する国からの補助金を特別会計国民健康保険事業からの負担金として受け入れるものでございます。

また、支出につきましては、病院事業費用を4,000万円減額いたしております。

この内容といたしましては、給与費を3,000万円、薬品等材料費を1,680万円それぞれ減額をし、医療機器備品購入に伴う減価償却費を680万円増額いたしております。

この結果、病院事業収益における予算の総額を19億8,634万4,000円、また、病院事業費用における予算の総額を19億7,830万9,000円とするものでございます。

次に、資本的収入につきましてご説明を申し上げます。

資本的収入につきましては、固定資産整備企業債を4,270万円減額をし、国民健康保険事業負担金を4,260万円増額いたしております。

これは、医療機器購入に伴う国からの補助金で特別会計国民健康保険事業からの負担金として受け入れるものでございます。

この結果、資本的収入における予算の総額を1億4,429万5,000円、また、資本的支出における予算の総額を1億7,579万7,000円とするものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,150万2,000円につきましては、全額を損益勘定留保資金で補填することといたしております。

どうぞご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております平成25年度各会計補正予算5件に対する質疑は、3月6日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

**日程第11. 第6号議案**

**日程第12. 第7号議案**

**日程第13. 第8号議案**

**○議長（堀田 英雄君）**

次に、日程第11、第6号議案から日程第13、第8号議案の条例改正3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

**○市長（松下 俊男君）**

第6号議案中間市手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げ等により、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が本年1月29日に公布され、同政令に規定する手数料の額の標準が見直されたことに伴うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、消防法に基づく危険物施設の審査・検査に関する手数料で、製造所等の設置許可、完成検査前検査及び保安検査に係る手数料の額を引き上げるものでございます。

なお、施行日につきましては、政令の改正に合わせ、平成26年4月1日といたしております。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第7号議案中間市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、公平かつ公正な市民負担の確保及び債権の管理の適正化を推進するため、第11号議案におきまして上程しております中間市債権管理条例と整合性を図るものでございます。

改正の主な内容といたしましては、道路占用料を納付期限までに納付しない者に対しまして督促状を発送すること及び督促手数料を徴収することについて定めるものでございます。また、督促状を発送してもなお道路占用料を納付しない者に対しまして延滞金を徴収すること及び延滞金の率について定めるものでございます。

なお、条例改正の施行日につきましては、平成26年4月1日といたしております。

ただし、督促手数料及び延滞金の徴収並びに延滞金の減免につきましては、市民に対しての周知期間を考慮いたしまして、平成27年4月1日から施行することといたしております。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第8号議案中間市社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、昨年に成立をし、本年4月1日に施行されます「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」におきまして、社会教育法が改正され、社会教育委員会の委員を委嘱するに当たりまして、委員の満たすべき基準を条例において規定する必要性が生じたことに伴うものでございます。

委員につきましては、より一層幅広い分野から委嘱できるよう文部科学省令で定める基準を参酌し、「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者」の中から委員を委嘱することといたしております。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

**○議長（堀田 英雄君）**

ただいま議題となっております条例改正3件に対する質疑は、3月6日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

**日程第14. 第9号議案**

**○議長（堀田 英雄君）**

次に、日程第14、第9号議案中間市デイサービスセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

**○市長（松下 俊男君）**

第9号議案中間市デイサービスセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の廃止につきましては、行財政改革のもと、指定管理を行っております中間市松ヶ岡デイサービスセンターを民間事業者へ有償譲渡することに伴い、行政財産である当該施設を普通財産とすることによるものでございます。

平成8年に開設いたしました当該施設は、指定管理者制度によりまして、現在、株式会社西日本医療福祉総合センターが運営を行っておりますが、指定期間が今年度までのため、平成26年度からの運営方法につきまして協議を行ってまいりました。

その結果、今後は指定管理を行わず、民間事業者へ有償譲渡する方針といたしました。その理由といたしましては、運営を開始した当時、中間市内には当該施設を含めデイサービスセンターが2施設しかなく、行政が一翼を担う必要がございました。しかしながら、現在では28施設と充足しておりまして、行政が施設を所有する状況にはなく、また、本市の「指定管理者制度の運用方針」におきましても、民間施設と競合する場合は廃止等を含め検討することとなっております。このことから、行政がデイサービス事業を確保するという開設当初の役割は終えたものとの判断に至りまして、指定管理者選定委員会におい

て、一般公募によりまして公売することが決定されました。

以上によりまして、中間市デイサービスセンター設置及び管理に関する条例を廃止するものでございます。

なお、施行日につきましては、平成26年4月1日といたしております。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

**○議長（堀田 英雄君）**

ただいま議題となっております第9号議案に対する質疑は、3月6日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

**日程第15. 第10号議案**

**日程第16. 第11号議案**

**日程第17. 第12号議案**

**○議長（堀田 英雄君）**

次に、日程第15、第10号議案から日程第17、第12号議案までの条例3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

**○市長（松下 俊男君）**

第10号議案中間市総合計画策定審議会条例について、提案理由を申し上げます。

総合計画は、行政運営の基本構想を定め、行政の計画的かつ総合的な運営を図っていくために定めるものであり、将来を見通したまちづくりの方向性を定める極めて重要な計画であります。

現在、本市では、平成18年度に策定いたしました「中間市第4次総合計画」に基づき各施策を実施いたしておりますが、この計画が平成27年度に、10年間の計画期間が満了いたします。

このことによりまして、来年度から平成28年度以降の「第5次総合計画」の策定に向けて準備を進めてまいります。

第4次総合計画までは、地方自治法によって全ての自治体にその策定が義務づけられておりましたけれども、平成23年の地方自治法の改正によりまして、今後の総合計画の策定につきましては、法により義務づけをされるものではなく、各自治体が独自の判断により計画を定めることとなっております。

このため「第5次総合計画」の策定に当たりまして、学識経験者を含め、市民各層からより広く、また、より多くの意見を取り入れることによりまして、本市の将来を託せる実効性の高い計画とするための審議機関といたしまして、総合計画策定審議会を設置するものでございます。

なお、第5次総合計画は、平成26年度から2年間にわたって、策定審議会での審議や、

ワークショップ、パブリックコメント等を実施をし、平成28年3月までに策定することといたしております。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、第11号議案中間市債権管理条例について、提案理由を申し上げます。

本市では、財政の健全化及び市民負担の公平性の確保に向け、平成24年5月に「中間市債権管理方針」を策定をし、市の保有する債権管理の基本となる考え方を定め、同年8月には、債権管理を総括する機関といたしまして「中間市債権管理委員会」を設置をし、債権管理の適正化に向けて全庁的に取り組んでまいりました。

また、平成26年4月からは収納課に債権管理係を新設をし、より一層、債権管理の強化に努めてまいります。

このようなことを踏まえまして、新たに条例を制定し、市の債権の管理及び整理回収に関する事務処理について統一的な処理基準その他必要な事項を定めるものでございます。

条例の主な内容といたしましては、税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収、滞納者情報の相互利用、消滅時効について時効の援用を要する私債権の債権放棄などを定めたものでございます。

なお、私債権の、これは私という字でございますが、債権放棄につきましては、本条例及び施行規則で必要な事項を定め、適切な債権管理に取り組む中、やむを得ず私債権を放棄したときは議会に報告をすることといたしております。

本条例の施行日につきましては、平成26年4月1日からといたしておりますが、第8条、第9条、第10条及び附則第3項の督促手数料及び延滞金の徴収等に関する事項につきましては、市民に対しての周知期間を考慮をいたしまして、平成27年4月1日からの施行としております。

本条例が可決されましたら、さらなる債権管理の強化に取り組むことで、自主財源確保に努めてまいりたいと考えております。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、第12号議案中間市消防長及び消防署長の資格を定める条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例制定は、昨年6月14日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴いまして、本年4月1日付で消防組織法第15条が改正されることに伴うものでございます。

条例の主な内容といたしましては、従来政令により定められておりました、消防長及び消防署長の資格に関する基準を、新たに市町村の条例で定めなければならないため、昨年9月6日に公布されました市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令を参酌をし、中間市消防長及び消防署長の資格を定めたものでございます。

また、施行日につきましては、平成26年4月1日といたしております。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております条例3件に対する質疑は、3月6日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

日程第18. 第13号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第18、第13号議案財産の処分についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第13号議案財産の処分について、提案理由を申し上げます。

今回、処分いたします財産は、「中間市松ケ岡デイサービスセンター」の土地及び建物でございます。

土地の所在は、中間市松ケ岡2685番31、面積1,197.04平方メートルであり、建物は、床面積470.62平方メートルでございます。

この財産について、平成26年2月4日に一般競争入札を行い、この結果、北九州市小倉北区の有限会社コスモケアが5,383万9,200円で落札をし、同社と2月18日付で土地建物売買仮契約を締結いたしました。

このたびの契約の締結に当たりましては、「地方自治法第96条第1項第8号」及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条」の規定によりまして、1件の予定価格が2,000万円以上の土地建物を売り払う場合においては、議会の議決が必要となっておりますことから、当該契約について議決を求めるものでございます。

どうぞご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております第13号議案に対する質疑は、3月6日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

日程第19. 第14号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第19、第14号議案中間市道路線の認定についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第14号議案中間市道路線の認定について、提案理由を申し上げます。

今回、認定をいたします路線は、通谷団地185号線及び通谷団地186号線の2路線

でございます。

まず、通谷団地185号線につきましては、当該地区の開発行為に伴い帰属を受け、認定するものでございます。道路の概要といたしましては、幅員6.1メートル、実延長27.5メートルでございます。

次に、通谷団地186号線につきましては、従来から当該地区住民の生活道路として利用されているため認定するものでございます。道路の概要といたしましては、幅員4.8メートル、実延長は44.6メートルでございます。

以上のとおり、2路線を公共の用に供するため市道として認定するに当たり、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

#### ○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております第14号議案に対する質疑は、3月6日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

日程第20. 第15号議案

日程第21. 第16号議案

日程第22. 第17号議案

日程第23. 第18号議案

日程第24. 第19号議案

日程第25. 第20号議案

日程第26. 第21号議案

日程第27. 第22号議案

日程第28. 第23号議案

日程第29. 第24号議案

#### ○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第20、第15号議案から日程第29、第24号議案までの平成26年度各会計予算10件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

#### ○市長（松下 俊男君）

第15号議案から第24号議案までの提案理由を申し上げます。

まず、第15号議案となります平成26年度中間市一般会計予算につきまして、市政運営の所信の一端を申し述べますとともに、その概要についてご説明を申し上げます。

私は、市長就任以来、常に市民の皆様とともに、「住んでてよかった」「住んでみたい」「夢の持てる」まちづくりを進めてまいりました。

今回の平成26年度予算は、私自身の3期目におけます最初の当初予算編成となっております。

ります。

こうしたことから、私が昨年市民の皆様にお約束をいたしました決意であります「教育環境の整備」「子育て支援」「地域の活性化」「住環境の整備」を実現できる予算といたしております。

しかしながら、地方におきましては、いまだに経済回復の実感が得られない中、自治体財政は依然厳しい状況にありますことから、限られた財源を効果的に活用するために、事業の優先順位を考慮をし、国・県などの交付金や補助金を積極的に確保し、財源を配分する「選択と集中」によりますメリハリのある予算編成といたしております。

さらに、今回の予算編成はこのような厳しい地方財政の状況を鑑みまして、好循環実現のための経済対策を盛り込んだ、平成25年度国の第1次補正予算が成立をし、公共事業を中心に消費や設備投資の喚起などの誘発効果が高く、持続的な経済成長の実現につながる施策が重点化されましたことから、本市におきましてもこの対策に取り組み、防災・減災対策の強化や生活空間の安全確保など、市民の皆様が安心して暮らせるまちづくりを基本とし、平成26年度当初予算を一部前年度に前倒しすることによりまして、地元経済の浮揚対策に速やかに取り組み、また、財政的にも有利な財源活用となりますことから、景気対策・財政基盤強化の両面において、効率的な13カ月予算といたしております。

それでは、歳出の主なものをご説明申し上げます。

まず、性質別経費から申し上げます。

人件費におきましては、前年度と比べ、ほぼ同額の28億4,360万円となり、一般会計全体に占める割合は約17%となっております。

公債費につきましては、地方債残高の減額、償還利子の軽減等により抑制をいたしました結果、前年度と比べ1億1,450万円の減額となる20億9,180万円となっております。

次に、目的別の主な事業につきましてご説明を申し上げます。

議会費におきましては、地方議会議員年金制度の廃止に伴います経過措置といたしましての給付に要する負担額は前年度と比べ、80万円増額の4,840万円となっております。

総務費におきましては、平成27年のユネスコ世界文化遺産登録を目指しております「明治日本の産業革命遺産九州・山口と関連地域」の構成資産であります「遠賀川水源地ポンプ室」関連予算につきまして、本年度は世界遺産登録推進協議会負担金等の経費といたしまして1,490万円を計上し、登録に向けましてさらに活動を推進をしております。

また、筑鉄通谷駅及びJR垣生駅に防犯カメラを設置する経費に140万円を計上し、地域における防犯体制の強化を図ります。

民生費におきましては、本年4月の消費税増税に伴いまして、低所得者等や子育て世帯への影響緩和を目的に、臨時福祉給付金または子育て世帯臨時特例給付金を支給する事業

といたしまして、2億5,000万円を計上いたしております。

さらに、子ども・子育て支援事業計画策定費といたしまして260万円、障害者福祉計画策定費といたしまして40万円を計上し、それぞれのニーズに応じた新たな事業計画を策定することといたしております。

衛生費につきましては、長期的総合的な環境づくりを行うため、その基本方針となる第2次環境基本計画策定経費といたしまして530万円を計上し、環境に配慮いたしましたまちづくりを推進してまいります。

労働費につきましては、いまだ厳しい雇用情勢の中、本市といたしましても、離職者、失業者の雇用の確保を図るため、本市独自の緊急雇用対策といたしまして1,090万円を計上いたしております。

農林水産業費につきましては、農村環境整備事業といたしまして、中底井野地区の農業用水路整備工事といたしまして1,080万円を計上し、農業生産力の向上を図ってまいります。

商工費につきましては、遠賀川水源地ポンプ室を初めとする観光資源を有効に活用いたしまして、観光客の誘致につなげるため、市内に案内板等の設置を行うまちづくり事業に2,120万円計上いたしております。

また、引き続きプレミアム付商品券発行を助成するための経費といたしまして1,120万円を計上し、さらに地域の活性化を推進してまいりたいと、そのように思っております。

土木費につきましては、国の社会資本整備総合交付金を活用した道路整備事業及び公共施設等の案内サイン設置事業等を合わせた道路新設改良費といたしまして2億6,500万円を計上し、インフラ整備を推進することで生活空間の安全・安心確保を図っております。

また、中鶴地区の老朽化した市営住宅建て替えに向けた基本構想策定に係る費用といたしまして420万円を計上し、地区全体の新たなまちづくりに向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

さらに、JR垣生駅のトイレ改修工事費といたしまして330万円計上し、利用者の利便性向上を推進してまいります。

消防費につきましては、土砂災害警戒区域指定に伴い全戸配布しますハザードマップ作成経費といたしまして150万円、新たに自主防災組織を設立する中間東小校区及び中間南小校区に対する避難用資機材及び避難ルートマップ作成費用といたしまして690万円それぞれ計上をし、災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくりの予算といたしております。

教育費につきましては、小学校で調理を行い、中学校に配食をする親子方式によります中学校完全給食を本年9月から実施する計画でございますが、これに伴う小学校給食室と中学校の配膳室の改修費及び備品購入経費といたしまして1億5,580万円を計上しております。

さらに、平成27年度に実施予定の小中学校の空調設備工事に向けた実施設計費といたしまして1,340万円、小学校全校における児童用パソコン更新費用といたしまして、5年間の債務負担行為額と合わせまして5,910万円を計上し、小中学校における教育環境整備を一層推進してまいります。

次に、歳入予算につきましてご説明を申し上げます。

地方自治体におけます歳入予算の根幹であります市税であります。国における経済対策の効果がまだ現れないことから、市民税は個人法人とも前年度と比べまして落ち込み、合わせて1,230万円の減額となる一方、固定資産税におきましては、家屋及び償却資産の課税取り組み等によりまして、3,480万円の増額となっております。市税総額で39億870万円、前年度と比べまして2,540万円の増額となっております。

歳入におけますもう一つの柱でございます地方交付税につきましては、国の地方財政対策においては前年度と比べまして1%の減額となっておりますことから、普通交付税においては前年度の交付基準額と比べ2,650万円減額の46億9,730万円を計上いたしております。

また、消費税増税に伴いまして、地方消費税交付金は前年度と比べ9,570万円増額の4億5,000万円と大きく伸びております。

基金繰入金につきましては、一部事業を前年度に前倒しをし、有利な財源の確保を図りましたが、本年度は4億1,310万円を計上いたしております。

基金繰り入れの予算となりましたが、自主財源比率が低い本市におきましては、平成26年度以降も安全かつ良質な公共サービスが、确实、効率的かつ適正に実施されますよう、引き続きましての行財政改革に取り組んでまいり所存でございます。

以上により、平成26年度一般会計予算は、前年度と比較いたしまして3億7,190万円の増額、率にいたしまして2.2%増の歳入歳出それぞれ172億1,810万円を計上いたしております。

どうぞご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第16号議案平成26年度中間市特別会計国民健康保険事業予算について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の主なものといたしましては、保険給付費といたしまして40億9,610万円、後期高齢者支援金等といたしまして6億8,980万円、介護納付金といたしまして2億6,620万円、共同事業拠出金といたしまして7億4,120万円、保健事業費といたしまして3,260万円、諸支出金といたしまして1,890万円、また、これらに伴う事務費といたしまして9,660万円を計上いたしております。

次に、歳入につきましては、国民健康保険税といたしまして、8億9,380万円を計上いたしております。

また、国庫支出金といたしまして15億140万円、療養給付費交付金といたしまして

2億9,600万円、前期高齢者交付金といたしまして1億8,890万円、県支出金といたしまして3億1,510万円、共同事業交付金といたしまして6億7,980万円、繰入金といたしまして3億8,500万円、諸収入といたしまして1億9,050万円を計上いたしております。

以上によりまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ59億5,149万円とするものでございます。

今後も、国民健康保険事業を取り巻く環境は大変厳しい状況が続きますが、最大限努力をいたしまして、国民健康保険財政の健全化を図ってまいりたいと考えております。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、第17号議案平成26年度中間市住宅新築資金等特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出につきましては、住宅新築資金等貸付金の回収に要する経費といたしまして、臨時職員賃金130万円、弁護士委託料30万円など、歳出合計390万円を計上いたしております。

次に、歳入につきましては、住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金といたしまして290万円、貸付金の元利収入といたしまして90万円を計上いたしております。

以上によりまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ392万円とするものでございます。今後とも、貸付金の回収に最大限努力してまいりたいと考えております。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、第18号議案平成26年度中間市地域下水道事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

歳出の主なものといたしましては、曙下水処理場及び中鶴下水処理場の維持管理委託料を5,590万円、両下水処理場の修繕及び光熱水費を2,200万円並びに事務処理に要する経費を360万円計上いたしております。

次に、歳入の主なものといたしましては、下水道使用料を7,420万円、一般会計繰入金を1,630万円計上いたしております。

以上によりまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ9,055万円とするものでございます。前年度より574万円増額いたしております。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、第19号議案平成26年度中間市公共下水道事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の主なものといたしましては、長津一丁目地区ほか16地区で実施いたします管渠築造工事を8億7,500万円、中鶴地区ほか5地区の実施設計業務委託料及び下水道事業認可区域変更委託料を1億300万円、ガス管及び水道管移設補償費を1億2,000万円、流域下水道処理負担金を2億9,000万円、公債費の元金償還金を4億

5,910万円、同じく利子償還金を2億4,300万円計上いたしております。

次に、歳入の主なものといたしましては、下水道受益者負担金を1億3,710万円、下水道使用料を3億7,300万円、一般会計繰入金を5億9,020万円、公共下水道事業費国庫補助金を4億7,750万円、公共下水道事業債を6億3,790万円計上いたしております。

以上によりまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,187万円とするものでございます。前年度より3,372万円増額をいたしております。

財政の状況の厳しい中、単独事業費を減額し、国庫補助対象事業費を増額するなど、国庫補助事業を積極的に活用し、効率的な事業運営に努めてまいります。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第20号議案平成26年度中間市公共用地先行取得特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出といたしましては、借入金の元金と利子を合わせました償還金といたしまして660万円、公有財産購入費といたしまして10万円を計上いたしております。

これによりまして、平成17年度借り入れました地方債5,000万円の平成26年度末における残高は670万円となる見込みでございます。

次に、歳入といたしましては、一般会計からの繰入金660万円、市債といたしまして10万円を計上いたしております。

以上によりまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ679万円とするものでございます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、第21号議案平成26年度中間市介護保険事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

まず、保険事業勘定の歳出における主なものといたしましては、介護サービス利用に伴う保険給付費といたしまして43億5,300万円、高齢者の地域での生活を総合的に支援する地域支援事業費といたしまして9,910万円、総務費といたしまして1億2,930万円を計上いたしております。

また、歳入の主なものといたしましては、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料といたしまして7億7,570万円、保険給付費等の歳出に対する国庫支出金といたしまして10億2,840万円、支払基金交付金といたしまして12億6,930万円、県支出金といたしまして6億5,290万円、繰入金といたしまして8億4,810万円を計上いたしております。

いずれも消費税増税に伴い前年度より増額計上をいたしております。

以上によりまして、保険事業勘定におきましては、歳入歳出それぞれ45億8,248万円を計上いたしております。

次に、サービス事業勘定の歳出の主なものといたしましては、職員人件費、嘱託職員人

件費及び予防給付ケアプラン作成委託料等を含む居宅介護支援事業費といたしまして4,140万円を計上いたしております。

また、歳入の主なものといたしましては、予防給付費収入といたしまして4,130万円計上いたしております。

以上によりまして、サービス事業勘定におきましては、歳入歳出それぞれ4,140万円を計上いたしております。

介護保険制度のさらなる充実のため、高齢者を取り巻く状況の変化を踏まえながら、超高齢化社会におきましても、適正な介護給付と、さらなる介護予防事業の充実を図りまして、中間市の保健福祉関連施策の安定的な運営に努力してまいり所存でございます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、第22号議案平成26年度中間市後期高齢者医療特別会計につきまして、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の主なものといたしましては、一般管理費といたしまして260万円、福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金といたしまして7億3,190万円、保険料の還付加算金及び過年度還付金といたしまして50万円を計上いたしております。

次に、歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料といたしまして5億6,480万円、一般会計繰入金としまして1億7,010万円を計上いたしております。

以上によりまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,540万円とするものでございます。

今後も福岡県後期高齢者医療広域連合との連絡を密にし、安心、そして信頼の医療の確保と予防医療を進めつつ、医療費の適正化及び保険料の収納率向上を図り、なお一層の効率的な運営に努力をしてまいります。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第23号議案平成26年度中間市水道事業会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

平成26年度の給水戸数は、中間市と遠賀町を合わせまして2万7,578戸を予定し、年間の総配水量を660万立方メートル、1日当たりの平均配水量を1万8,083立方メートルといたしまして、年間有収水量を589万立方メートルと見込んでおります。

まず、収益的収入及び支出につきましてご説明を申し上げます。

水道事業収益につきましては、11億2,649万円を計上いたしております。その主な収益といたしましては、給水収益の9億6,831万円でございます。

また、水道事業費用につきましては、11億7万円を計上いたしております。

その結果、26年度は消費税を含めまして、2,642万円の利益を見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出につきましてご説明を申し上げます。

資本的収入につきましては、1億6,271万円を計上し、その主な収入といたしまし

ては、負担金5,046万円及び企業債の1億円でございます。

これに対しまして、資本的支出には、建設改良費、企業債償還元金等で6億5,634万円を計上いたしております。この内容といたしましては、配水管の老朽化に伴う配水管布設替工事を重点的に行うものでございます。

主な工事といたしましては、中間地区におきましては、県道中間・水巻線配水管布設替工事など16件、また、遠賀地区では、町道の高瀬3号線ほかの配水管布設替工事など3件で、総件数19件を予定いたしております。

このことから、平成26年度の建設改良事業におきましては、総事業費4億6,729万円をもちまして実施することといたしております。

なお、資本的収支の不足額4億9,364万円につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で全額補填する予定でございます。

また、本年度予算から、会計基準の見直しのため、現行の企業会計原則の考え方を最大限に取り入れた新会計基準に基づきまして予算書を作成いたしております。

主な改正点といたしましては、借入資本金の表示区分の変更、補助金等により取得した固定資産の償却制度の変更、引当金の計上義務付け等でございます。

その結果、公営企業の健全性及び経済性について、民間企業や類似団体との比較が容易なものとなっております。

どうぞご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第24号議案平成26年度中間市病院事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

まず、収益的収入及び支出につきましてご説明を申し上げます。

収入につきましては、病院事業収益を21億6,901万2,000円計上いたしております。このうち、医業収益を19億9,090万円計上いたしております。

この収益の内訳といたしましては、入院収益7億6,990万円、外来収益11億2,350万円、負担金4,770万円、その他医業収益4,960万円でございます。

また、医業外収益を1億7,800万円計上いたしております。

その主なものといたしましては、他会計補助金5,870万円、負担金交付金4,090万円、長期前受金戻入6,970万円でございます。

また、支出につきましては、病院事業費用を21億6,659万7,000円計上いたしております。

その主なものといたしましては、医業費用では、給与費を10億910万円、薬品等材料費を6億7,520万円、委託料等経費を2億8,950万円、減価償却費を1億450万円、資産減耗費を100万円計上し、医業外費用といたしまして、支払利息を1,870万円、特別損失を6,120万円計上いたしております。

次に、資本的収入及び支出につきましてご説明を申し上げます。

収入につきましては、資本的収入を1億2,710万7,000円計上いたしております。  
その主なものといたしましては、固定資産整備企業債8,000万円、他会計負担金4,710万円でございます。

また、支出につきまして、資本的支出を1億5,711万5,000円計上いたしております。

その主なものといたしましては、器械備品等購入費8,260万円、企業債の償還金7,440万円でございます。

なお、資本的支出に対します収入不足額3,000万円につきましては、損益勘定留保資金で全額を補填する予定といたしております。

本年度予算から、地方公営企業会計基準の見直しのために、現行の企業会計原則を最大限取り入れました新会計基準に基づいて予算書を作成をいたしております。

主な改正点といたしましては、企業債の資本から負債となる表示区分の変更、補助金等により取得した固定資産の償却制度の変更、引当金の計上義務付け等でございます。

結果といたしまして、公営企業の健全性及び経済性について、民間企業や類似団体との比較が容易なものとなっております。

どうぞご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

#### ○議長（堀田 英雄君）

松下市長には、長時間にわたる提案理由の説明、本当にお疲れさまでございました。

ただいま議題となっております平成26年度各会計予算10件に対する質疑は、3月14日の本会議で行いたいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

---

#### 日程第30. 会議録署名議員の指名

#### ○議長（堀田 英雄君）

これより、日程第30、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において田口澄雄君及び中野勝寛君を指名いたします。

---

#### ○議長（堀田 英雄君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、これで散会いたします。

午前11時22分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長           堀 田 英 雄

議 員           田 口 澄 雄

議 員           中 野 勝 寛